

## 論文

# 強制収容所とナチス犯罪

清 水 正 義

Concentration Camps and Nazi Crimes

SHIMIZU Masayoshi

### はじめに

第二次世界大戦期のナチス・ドイツの暴力犯罪と、とりわけ強制収容所における工場的殺人についてはこれまでも十分語られてきたし、今後も、幾世代にもわたって語られ続けるであろう。この異常とも言える暴力犯罪はあまりにも常軌を逸しているので、この現象を解釈するに当たり、ヒトラー、ヒムラー、ハイドリヒらナチス党幹部の反ユダヤ主義に帰するにせよ、第二次世界大戦の過酷な戦場の現実から生まれた暴力的逸脱と断じるにせよ、いずれにせよひとつの合理的説明原理に頼ることは難しいと思う。この小論では私自身がこの間に強制収容所などのナチス関係記念地を訪れたときに感じた個人的な感慨を土台に、それを裁いた戦後の反ナチス裁判の意味を含めて、強制収容所とナチス犯罪がどのように把握され、解釈され得るかについて考えてみたい。その際、ナチス犯罪というものが何であるかということの前に、少なくとも何でないかをまず明らかにしながら、

清 水 正 義

私なりの見通しを探っていきたい。もちろん、そうしたとしてもナチス犯罪の何たるかの結論が容易に出るわけではない。しかしそのための問い直しの重要性については指摘できるだろう。今はそれで満足しなければならない<sup>(1)</sup>。

## アンネ・フランク

オランダの首都アムステルダムの中核地、王宮とダム広場にほど近く、西教会の裏手に「アンネ・フランクの家」がある。『アンネの日記』で有名になった隠れ家は今もそのまま遺されていて、アムステルダム観光の名所のひとつだ。入館料は私が訪れたとき（1989年）には5ギルダー（約350円）だったが、アンネ・フランクの家ホームページによれば2016年現在9ユーロ（約1000円強）である。日本語パンフレットも置いてある。

パンフレットによると、昔、アムステルダムの建物の値段は表通りに面した間口の幅で決められていた。そこで、間口の狭い建物の住人たちは建物の広さを確保するため奥行がずいぶん深い家を造った。ユダヤ人狩りに狂うナチスの目を逃れようと、アンネの一家が表通りから全然見えない隠れ家を作ることができたのは、この奥行の深い建物のおかげだった。

アンネ・フランクは1929年6月12日、フランクフルト・アム・マインのユダヤ人一家に生まれた。ヒトラー政権樹立直後の1933年4月、フランク家はアムステルダムに移り、父オット・フランクは香辛料取引の仕事を得た。しかし第二次世界大戦が勃発、1940年5月にオランダがナチス・ドイツに占領されると、一家の運命に暗雲が垂れる。1942年7月から2年間、ナチスの迫害を逃れ秘密の裏部屋に暮らしたアンネたち一家であったが、1944年8月4日、ついに捕えられ、オランダ国内のウェステルボルク収容所からポーランドのアウシュヴィッツ強制収容所へと送られる。アウシュヴィッツで母エデットは餓死、アンネと姉マルゴットは同年10月にドイツ北

部ハノーヴァー近郊のベルゲン・ベルゼン強制収容所に移送され、1945年4月の解放直前に二人ともチフスで死んでいる。アンネ15歳、マルゴット18歳だった。アウシュヴィッツを生きのびた父が娘の遺した日記を刊行した『アンネの日記』は世界50ヵ国語以上に翻訳され、日本でも中高生が読む定番となっている本のひとつだ<sup>(2)</sup>。

## ベルゲン・ベルゼン強制収容所

ところで、アンネ・フランクが死んだベルゲン・ベルゼン強制収容所は、敗戦時、イギリス軍によって解放されたとき、あまりに多量の餓死者、疫病患者、栄養失調者が発見されたことで知られている。

もともとこの収容所は1940年の設立以来、ソ連兵捕虜の収容施設であったが、1943年4月、S S（親衛隊）に管轄が移されるとともに、敵国に抑留されているドイツ人との捕虜交換用ユダヤ人を一時収容する施設ともなる。1944年3月以降、さまざまな収容所から働けなくなった収容者を受け入れ始め、同年10月から11月にかけてアウシュヴィッツから約8000人の女性が移送されている。この中にアンネたちもいた。翌月、所長にアウシュヴィッツ・ビルケナウにいたヨーゼフ・クラマーが就任、強制収容所としての体裁を整えていく。

1944年末のこの時点では、戦況はもはやドイツの崩壊を待つばかりである。ソ連赤軍が猛然と迫る東部の収容所からベルゲン・ベルゼンに移送されてくる多数の収容者で収容所内はパンク寸前になった。クラマーが所長に就任した1944年12月2日時点でベルゲン・ベルゼン収容所の収容者数は15,257人であったものが、翌1945年1月1日には18,465人、1月15日には22,286人となり、その後も伸び続けて3月1日には41,520人、3月15日に45,117人を数えている。以後は少しずつ減少し、3月31日に44,060人、4月6日に39,789人となっているが、その後、ミッテルbau・ドーラ強制

収容所から移送されてきた収容者がもはや収容しきれなくなったベルゲン・ベルゼン収容所の周辺の兵士宿舎などにも収容され、それらすべてを合わせると解放時の4月15日には収容者数は60,000人を越えていた。ついにパニックが発生。収容能力をはるかに上回る収容者を抱え、飢えと疫病から死亡率はうなぎのぼりに高まった。最後の3ヵ月間に約35,000人が死んでおり、英軍が収容者を救出し医療保護を加えてから以後も6月までに約14,000人が死んでいるから、この年の前半だけで約50,000人が犠牲者となっている<sup>(3)</sup>。

1945年4月15日、イギリス軍がベルゲン・ベルゼン強制収容所に入ったとき、彼らの眼前にしたものは、この世のものと思われぬ陰惨なものだった。収容者の保護にあたった英軍衛生将校グリーン・ヒューズ陸軍准将の手記によればこうだ。

「収容所のありさまといったらもう筆舌に尽くしがたいものだった。どんな報告もどんな写真も、この収容所の陰惨極まる光景をそのまま伝えることはできまい。収容棟の中の恐ろしい状況はそれよりもっと驚くべきものだった。収容所のいたるところに死体の山がいろいろな高さで積まれている。いくつかの死体の山は鉄条網の外側にあり、また収容棟と収容棟の間の柵でめぐらしたところにもあった。収容所のどこにも、腐った人間の死体がてんでんばらばらに置かれている。運河状の墓場に死体があふれ、収容棟の中にさえ数えきれないくらいの死体がある。ひとつだけある寝台枠に生きているものといっしょに死体があることも多い。焼却炉の近くには大量の死体を埋めるためあわてて作った墓場の跡がある。収容所の一番奥にパッキリ開いた穴があり半分くらい死体でうめつくされている。埋葬作業にとりかかっているところだ」<sup>(4)</sup>。

解放時、収容所を管理していたSS隊員たちはあらかた逃げてしまっ

いたが、所長のクラーマーとおよそ80名のSS隊員とが収容所に残っていた。英軍はこのドイツ人たちを死体収容と埋葬作業に動員しており、昨日までの支配者であった彼らが死臭のただよう何百体もの死体の山のなかに分け入っている様子が写真に残されている。その写真を撮った英軍関係者も、あまりの陰惨さに自分が写した写真を二度と再び見る気持ちになれなかったという。

チフスの蔓延を防ぐため、収容棟はすべて英軍によって焼却された。そのため今日では収容所の残りかすは何も残っていない。現在この強制収容所跡は、几帳面なドイツ人が好みそうな清潔な展示館とその裏側にある広い収容所跡地からなるベルゲン・ベルゼン記念地としてニーダーザクセン州政治教育の中心的位置にある（ちなみにドイツにおける政治教育（Politische Bildung）とは日本でいう公民教育の意味であるが、日本のそれと比べればはるかに積極的意識的であり、ボンとベルリンにある連邦政治教育センターが重要な位置を担っているが、その中心に反ナチス教育があると見ていい）。フラットな収容所跡地にはこんもりと盛りあがった土手がいくつもある。ひとつひとつの土の山は解放時に死体を焼いて埋めた盛土を象徴する。土の山には2500人とか3000人とか記されており、幾千人もの死者が土の山となって表される。それは、強制収容所跡にしばしば見られるバラック跡や焼却炉跡とはやや異なる風景である。悲しみに打ちひしがれているのではない。憎しみに胸を掻きむしっているのでもない。ただ、起きたことの意味を静かに心に刻むための抽象的空間が、ここにはある。しかし、この記念地の裏手の林の中にある第二次世界大戦中のソ連軍捕虜の墓地に訪れる人はまれである。ドイツにおける「過去の克服」のアンビヴァレントな性格はこうしたところにも表れる<sup>(5)</sup>。

## 強制収容所と何か

強制収容所はドイツ語で Konzentrationslager、略してKLあるいはKZという。これを直訳すると「集中収容所」となるのだが、なぜか「強制」収容所と訳される。意思に反し強制的に収容されたというニュアンスを示したいのかもしれないが、むしろ集中収容所の方が意味は正確になる<sup>(6)</sup>。集中というのは、日本語の疎開と反対の意味合いで、なんらかの都合でひとつところに人間を集中させる必要があるという意味である。疎開の場合は空襲の被害を避けることが主たる意味であるが、強制収容所という「集中」の場合、その必要は大きく分けて、政治的敵対分子ないし社会的異質分子の隔離、強制による労働力確保、全員殺害のための第一段階としての集中の三つの意味合いがある。このような三つの意味を持つ収容所として、ナチスの強制収容所はそのまま当てはまる。

強制収容所はどのようにして成立したのか。ベルゲン・ベルゼン強制収容所に関する調査研究の中心人物の一人、ケルン大学教授（当時）エバーハルト・コルプの説明によってまとめてみよう。

強制収容所がはじめてできたのは、1933年3月のミュンヘン北部ダハウ収容所である。収容所の囚人は「保護拘禁」措置によって収監されたものが多く、この時期、囚人の90パーセントは共産黨員、社会民主党員ら左派系の政治犯であったといわれる<sup>(7)</sup>。以来、ドイツ全土にたくさんの収容所ができしたが、初期の収容所は各州公安警察の管理下に置かれる国家収容所と、警察などとは別系統のSA（突撃隊）やSS（親衛隊）によって運営される「闇収容所」との二系列があった<sup>(8)</sup>。1934年になり、公安警察の権限をめぐる内務省・警察とSSとの間の闘争でSSの全国指導者ハインリヒ・ヒムラーが勝利すると、収容所の管理はSSに一元化されていく。SSの管理下におかれると、収容所の環境は次第に悪化していった。ヒムラーは最も初期のSSの収容所であったダハウ収容所を、それ以外の収容所のモデルとし、プーベンヴァルト、ザクセンハウゼン、フロッセンビュルク、

マウトハウゼン、ナッツヴァイラー、ミッテルパウ・ドーラなど、次々と新しい強制収容所を設立していった<sup>(9)</sup>。

1936年ころ以降、収容所は近い将来の戦争に備えて拡張され始める。その際、収容所の囚人は戦時経済を支える労働力としての役割を期待されていた。例えば、ハンブルク近くのノイエンガムメ収容所はSS独自の煉瓦製造のため労働力を提供しており、南ドイツのフロッセンビュルク収容所は石切場の近くに設立され、ニュルンベルクで行われるナチス党全国大会の会場設営のための石材を提供した。そういえば、党大会会場の近くに現在も残っている巨大なコロセウムはオーストリアのリント近郊にあるマウトハウゼン強制収容所から運んできたものだ<sup>(10)</sup>。

強制収容所の性格が変化し始めるのは、1938年ころからである。この年、オーストリアの併合（アンシュルス）、チェコスロヴァキアからのズデーテンランドの奪取により、この地域の政治犯、ユダヤ人が一挙に収容所入りしている。加えて、同年11月10日のユダヤ人教会（シナゴグ）焼討事件、いわゆる「帝国水晶の夜」事件をきっかけとして、大々的なユダヤ人狩りが始まり、およそ1万人のユダヤ人がこの事件にかかわって収容所送りとなっている。1939年9月、第二次世界大戦の勃発時、すべての収容者人数は約25,000人であり、1942年3月にはおよそ10万人に膨れあがっている。もとよりこれは、戦争にともなう敵国住民、とりわけポーランド、ロシアのユダヤ人が大量に収容所送りにされていることを物語る。1944年8月には収容者人数は52万人を越え、翌45年1月には70万人を越える。戦争末期には、収容者の中でのドイツ人の割合は5～10パーセントに過ぎない<sup>(11)</sup>。

強制収容所といえばユダヤ人を連想するように、収容所とナチスのユダヤ人政策とは切っても切れない密接な関係がある。もともとナチスのユダヤ人政策は一種のアパルトヘイト（隔離）政策といってよく、ドイツ人の「純血」をユダヤ人から守るという点に主眼があった。したがって、この政策の主たる内容はドイツの地からユダヤ人を追放するということであった。ところが、戦争の開始とともに、ポーランド、ロシアをはじめとする

東欧諸地域の圧倒的なユダヤ人数の前に、この追放政策は破綻をきたさざるを得なかった。こうして、独ソ戦の開始以降、ユダヤ人は見つけ次第殺害するか、強制収容所へ送ってそこで殺害するかのどちらかとなった。この目的のため、従来の強制収容所の概念とは離れた純粋にユダヤ人を殺害するためだけの特別な収容所、その名もズバリ絶滅収容所が、ベルゼック、ソビボル、トレ布林カ、ヘルムノ、マイダネック、そしてアウシュヴィッツにできた<sup>(12)</sup>。

## 「死の行進（トーデス・マルシュ）」

アンネ・フランクが姉とともにアウシュヴィッツからベルゲン・ベルゼンに送られてきたことはすでに述べた。蔓延するチフスに冒されて二人ともそこで死亡するのだが、それにしても、なぜアンネ・フランクはアウシュヴィッツから移送されたのだろうか。

実は、アウシュヴィッツ強制収容所なくなる最後の半年間、つまり1944年後半、およそ12万人がアウシュヴィッツから別の場所へ移送されている。1944年7月23～24日にアウシュヴィッツよりさらに東部にあるマイダネック絶滅収容所がソ連赤軍によって解放されて以来、アウシュヴィッツではモル計画と呼ばれる収容所撤収計画が進められた。避けられぬ敗戦と敵軍による占領を想定し、口にしてはならぬ強制収容所の残忍極まる実態が暴露されることを恐れて、動くことのできる囚人を西方のドイツ本土内収容所に移送する計画である。

アウシュヴィッツに行くと、爆破されて粉々になった焼却炉が今でもそのままの形で残されているが、これなども、この時期に焼却炉やガス室が解体された残骸である。ただし、移送計画はたんに収容所隠しの意味だけで行われたのではない。労働能力の残っている収容者を確保するという意図もそこにはあったと思われる。



移送された12万人のうち6万人は鉄道で、残りの6万人は徒歩での移動を余儀なくされた。移送途中で歩けなくなったものは射殺され、あるいは栄養失調で餓死していった。めざす移送地にたどりついた場合でも、その多くがアンネと同様の運命をたどったであろう。移送終了時の1945年1月19日現在、約8000人がアウシュヴィッツに残っていたが、これらの収容者は全員が殺害される予定だった。幸いなことに、敗戦まじかの混乱の中で、収容所を管理するSS部隊の中にも規律の低下と全般的な組織解体が進み、実際には約900人が殺害されたのみで、1月27日にソ連赤軍第一ウクライナ戦線第60軍によって最終的に解放されたとき、収容所内には骨と皮ばかりの収容者が約7000人残されていた<sup>(13)</sup>。

敗戦まじかの移送という点で有名なのは、ベルリンの北約35キロにあるザクセンハウゼン強制収容所である。ここでは、移動能力ある収容者33,000人の移送計画が作られ、実行された。ザクセンハウゼン強制収容所からバルト海に出て、そこから海路西方へ移送する計画だった。1945年4月21日に移送は開始された。ザクセンハウゼンから北西へ約150キロのシュヴェーリン近くに向かう途中、5月1日と2日にソ連軍ないし米軍によって解放されるまで、約6000人が歩けなくなって射殺された。これを「死の行進（トードス・マルシュ）」と言う<sup>(14)</sup>。「死の行進」の道々には今も、収容服を着た骸骨のようにみえる収容者の絵に「TODESMARSCH」と書かれたステッカーが目につく。

調べてみると「死の行進」は敗戦直前の多くの強制収容所に共通している。第三帝国の最後の断末魔ともいえるが、しかしそれだけに、解放を眼前にした「死の行進」は収容者たちにとって生と死との最後の別れ道ともなった。たとえば、ヴァイマル近郊のブーヘンヴァルト強制収容所では、「死の行進」をめぐりSSと収容者組織との間でぎりぎりの綱引きが行われていた。SS全国指導者ハインリヒ・ヒムラーからの撤退命令が出たのは4月6日のことである。このころにはすでに米軍がブーヘンヴァルトのすぐ近くまで進攻しており解放は時間の問題となっていた。収容所内の収容者

組織は「死の行進」を何とか阻止しようと画策した。以下、クロノジカルに追ってみる。

- 7日 収容者3105人が収容所を出てフロッセンビュルク強制収容所に向かう。
- 8日 撤収命令を収容者たちは拒否、しかし数千名が死の行進を強要される。この日、収容者組織は米軍にむけ無線通信を送っている。「連合軍へ、パットン将軍部隊へ、S O S、救助求む、われわれは撤収させられようとしている、S Sはわれらを皆殺しにする気だ」。
- 9日 4800人がダハウ強制収容所に向け死の行進に出発。
- 10日 米軍が攻撃再開、収容者9000人が死の行進に出る。
- 11日 午後1時ころ米軍が接近、2時半、米軍、S S区域を襲撃、2時45分、収容者組織、S Sの武装解除と収容所の接收を開始<sup>(15)</sup>。

「死の行進」はナチスの行った犯罪行為の中でも、とりわけ無軌道で非人道的かつ混乱と矛盾に満ちたものであった。それはまさしく、追い詰められて出口を見失った犯罪者集団が我を忘れて最後の犯行をエスカレートさせているようにみえる。けれども、ナチス犯罪の意味を考えようとする場合、「死の行進」の無軌道と混乱ぶりは、ある示唆を与えてくれるものともなる。

## ナチス犯罪の範囲

ベルゲン・ベルゼン強制収容所の悲惨な姿は、それだけでナチス犯罪の非人道性を物語って余りあるが、これと同様の話は、アウシュヴィッツ強制収容所のガス室殺人をはじめ、他にいくらかでもある。また、強制収容所

での残酷な工場の殺人以外に、ドイツ国内や占領地での殺人、暴力、脅迫、いやがらせ、差別、迫害などのナチスの無法は枚挙にいとまがない。いったい、ナチス犯罪とはどの程度の広がりを持つものなのか。

この方面の専門家、元パサウ大学教授のペーター・シュタインバッハは、ナチス犯罪をたんなる社会的差別や迫害、経済活動の制限や窃盗行為などとは次元の違う物理的肉体的暴力行為、およびその結果としての殺人、傷害に限定したうえで、10段階に分けて説明する。以下、シュタインバッハの分類に従いながら簡単に説明しておこう<sup>(16)</sup>。

## 1、政権獲得直後のテロル

ナチスは1933年1月の政権獲得直後に国会を解散し総選挙にうって出ているが、このときに起きた国会放火事件を利用して、共産党をはじめとする左派系党派に対し大弾圧を行った。これはたんなる選挙妨害ではない。2月3日に出された「ドイツ民族の防衛のための大統領令」ならびに2月28日の「民族と国家の防衛のための大統領令」というふたつの緊急命令によって市民的自由を根幹とする国民の基本権が奪われる中で、ナチス党という私的一派が公的権力を利用して敵対分子に対し暴力をふるい、しかもそれらの暴力を本来阻止すべき司法機関が何ら機能しないという状態が続いた。国家全体が一種の無法状態におかれたのであり、これ以降、ナチス国家は法治国家の体をなさない。保護拘禁の名の下に、1933年7月31日段階でおよそ27,000人が拘禁状態に置かれている。

## 2、党内反対派の粛清

1934年6月30日のレーム事件によりナチス党内右派で突撃隊指導者エルンスト・レーム、前首相クルト・フォン・シュトライヒャー、元バイエルン州総監カールなどが殺害された。レーム事件は、公然たる暗殺事件であるにもかかわらず、犯人が逮捕されず、また犯行そのものが総統の意を受けたものとして免罪されるという点で、ナチス国家の特殊な性格がよく表

されており、「総統が法を作る」という第三帝国の法原理を先取りするものであった。

### 3、強制収容所の設置

強制収容所は1933年3月、ミュンヘン北方のダハウにその第一号が誕生する。初期の強制収容所はもっぱら政治犯の収容所であり、それが収容者の範囲を徐々に拡大したものであり、おおよそ次のような時期区分がされる。

第一期 1933～1936 政治犯の収容の時期

第二期 1936～1941 反社会分子（犯罪者、エホヴァの証人、ユダヤ人、ジプシー、ホモセクシュアル）の収容の時期

第三期 1942～1945 「工業的」殺人、絶滅収容所の時期

### 4、ユダヤ人に対する権利剥脱

1935年9月10日のニュルンベルク法によりユダヤ人は経済的、社会的な生活基盤を奪われていき、移住が半強制された。とくに1938年11月10日のユダヤ人大量迫害（帝国水晶の夜事件）を契機にユダヤ人に対する殺人、肉体的暴力、中傷、抑圧、権利剥脱、脅しが強まる。

### 5、「生きるに値しない生命」の根絶

ナチスの優生学的思想により優秀な遺伝子を残すため、「役たたずの穀潰し」を除去するため「安楽死」政策を押し進め、およそ10万人を殺害した。

### 6、「行動部隊」によるポーランド知識人の殺害

1939年9月のポーランド侵攻以来、正規軍の背後にいた行動部隊によりポーランド人知識人が系統的に殺害され、およそ6～8万人が犠牲となった。

## 7、ソ連占領地区での「行動部隊」の住民虐殺

1941年6月の独ソ戦突入以後、ドイツ軍の占領下に置かれたソ連領内の住民、およそ56万人が殺害された。

## 8、ユダヤ人問題の最終解決

1941年半ば以降、とくに1942年1月20日のヴァンゼー会議を経て、いわゆる「ユダヤ人問題の最終解決」が計画、実施され、およそ500～600万人が殺害された。

## 9、ソ連人戦争捕虜の虐殺

ソ連の赤軍幹部、ユダヤ人兵士を含み、戦時中にドイツ軍に収容されたソ連人戦争捕虜のうちおよそ350万人が餓死、病死などにより死亡している。

## 10、その他の暴力犯罪

外国人労働者に対する暴力、民族裁判所の司法殺人（約5000件の死刑判決）、銃後のテロ行為、連合国飛行士への私刑、軍法会議でのテロ判決、強制収容所での医学実験など上記以外の様々な犯罪行為が存在する。

以上のようなシュタインバッハの分類はナチス時代に行われた犯罪行為を網羅的に把握する重要な指標である。ユダヤ人迫害が本質的に重要なものであることは言を俟たないが、ナチスの行った犯罪行為はそれにとどまることなく、政治的反对者、精神病患者、社会的弱者、共産主義者、東欧諸人民などなど、広い範囲に及ぶ。こうした犯罪行為がナチス犯罪としてひとつの概念のもとに理解されるためにはこれらを通底する共通の基盤がなくてはならない。それは何だろうか。

## ナチス犯罪の射程

第二次世界大戦期のナチス・ドイツによるユダヤ人虐殺や強制収容所での毒ガス殺人、シンティ・ロマに対する迫害、精神障害者に対する「安楽」殺人などの一連の暴力犯罪のことをドイツ語では「Nationalsozialistische Verbrechen」（ナチス犯罪）、あるいは「Nationalsozialistische Gewaltverbrechen」（ナチス暴力犯罪）と表現することが多い。この「ナチス犯罪」については日本でもかなりの紹介がされており、20年ほど前に日本人のある医師が「ガス室殺人はなかった」という文章を書いて物議を醸したことがあるが<sup>(17)</sup>、現在ではナチス犯罪の存在を疑うとか、その犯罪性を稀釈化するといった評論はめったにお目にかからなくなった。もっともポップスグループにナチス風の衣装を着せてパフォーマンスをさせるなどといったことがあるから、この認識がどの程度か疑わしいところはある。

ところで、ナチス犯罪と言えば普通はユダヤ人虐殺をイメージするだろうし、それは別に間違った認識ではないが、しかしナチス犯罪というのは単にユダヤ人虐殺という事態を越える広い範疇の概念であり、逆に言えば、ユダヤ人虐殺という表現によってナチス犯罪の性格をむしろ矮小化する危険さもある。ここではまず、ナチス犯罪という表現の意味について、あり得る誤解を解いておこう。

第一に、それは「戦争犯罪」ではない。少なくともそれだけではない。日本では、太平洋戦争中の日本軍の行為が戦後の東京裁判やＢＣ級戦犯裁判で「戦争犯罪」として裁かれた経験があることから、それとの類比で、ナチス犯罪を「戦争犯罪」と見る向きがあるようだが、ナチス犯罪はいわゆる「戦争犯罪」とだけ形容する事態ではない。

総統アドルフ・ヒトラー、ＳＳ（親衛隊）全国指導者ハインリヒ・ヒムラー、宣伝相ヨーゼフ・ゲッベルスら敗戦前後に自らの命を断った自殺組以外の、空相ヘルマン・ゲーリング、外相ヨアヒム・リッベントロップ、国防軍統

合司令部長官ヴィルヘルム・カイテルらナチス党・国家・軍の幹部22名は、戦後いち早くニュルンベルク国際軍事裁判で裁かれた。この裁判が内包する矛盾について後に触れるつもりだが、いずれにせよこの裁判は第二次世界大戦中の「戦争犯罪」を裁く裁判であることに間違いはない。だからナチス犯罪者たちはまず第一に「戦争犯罪人」として裁かれたのである。そこまでは問題ない。

ところで「戦争犯罪」とはそもそも何か。それは、戦争中に軍人ないし私人によって引き起こされる戦時国際法規違反行為に他ならない。少なくとも伝統的な観念ではそう考えられてきた。戦時捕虜に対する虐待行為、民間人に対する迫害、残虐兵器の使用など、戦時国際法で禁止する項目はかなりある。これらの「戦争のルール」に違反するのが「戦争犯罪」だ。もちろんナチス・ドイツの戦争政策は無数の国際法違反に満ちていた。その限り、ナチス犯罪は「戦争犯罪」をその重要な円環の中に組み込んでいくことも、これまた間違いはない<sup>(18)</sup>。

にもかかわらず、ナチスの行った不正行為は、戦争中に他国民、他国軍兵士に対して行なわれる戦時国際法規違反の範囲を本質的に越えている。否むしろ、戦時国際法のおよそ想定しない領域、通例の「戦争犯罪」をもって解釈するには余りに広大な犯罪領域において、ナチス犯罪のもっとも特徴的な行為がなされているとみなければならない。自国民、他国民を問わない一千万人を超える民間人・非戦闘員・捕虜の殺害、それも、強制収容所での毒ガスによる大量殺害や焼却炉での大量処分は、戦争という異常事態の中とはいえ、通常の法規違反の概念では説明しきれない異常性を含んでいる。それは「ナチス犯罪」という固有名詞を用いる以外に説明のしようがない、歴史に例をみない犯罪行為である。そのような意味で、ナチス犯罪はいわゆる「戦争犯罪」と同次元のものではない。

第二に、それは「政治犯罪」ではない。

一定のイデオロギーないし政治理念に基づく政策体系が、政治的敵対者および非協力者にとって忍従しがたいほどの苛酷さをもって実行されたと

形容するには、ナチス犯罪は余りに合理的根拠を欠く。民族の純血の保持、ゲルマン的美と徳の追求、世界史から引きずりおろされた自国の運命への悔恨と高揚への力強い合い言葉、総統神話とプロパガンダの魅惑的吸引力などなど、第三帝国のどんな形容句を駆使しようとも、ナチス犯罪を理解させる「合理的説明原理」は生まれようがない。いわゆる東方生存圏の確保であれ、東方諸民族の奴隷化であれ、政治的権力行使の延長上にある支配権の獲得はナチス犯罪、なかなしくユダヤ人大量殺害をそれ自体として必然化するものではない。

ナチス犯罪を謎解くもうひとつのキーワードは「狂気」だ。しかし「狂気」で説明される歴史はもはや人間の歴史ではない。ヒトラーの誕生秘話、熱狂と興奮の坩堝に陥った1930年代の時代精神などなど、どれを持ち出しても、それでもってナチス犯罪を「説明」することは難しい。その行為を行なうにいたる根拠、背景、要因についての合理的説明原理を欠く非道徳的政治行動は決して「政治犯罪」とは呼べない。

ではナチス犯罪とは何か。

## ナチス犯罪の違法性

アウシュヴィッツ強制収容所をはじめとする約1000カ所の強制収容所群で行われたナチスの野蛮行為は人倫に悖る大犯罪である。そのことは子供でも分かる。

ところが、ナチス犯罪の犯罪性をもう少し厳密に考えようとする、ことはそう単純ではなくなる。ナチス犯罪という以上、それは犯罪に違いない。そして犯罪という以上、それはなんらかの意味で法に違反しているに違いない。「いかなる行為が犯罪となるか、それに対していかなる刑罰が課せられるかについて、あらかじめ成文法規に定められていない限り、いかなる行為も犯罪として処罰されない」という考えを罪刑法定主義と呼ぶ。



近代国家の重大原則だ。ナチスのやったことを犯罪と呼び、それにふさわしい処罰を加えるには、やはりこの罪刑法定主義の原則に基づかなければなるまい。ナチスのやったことがいかに政治道義に反しようと、人道的に許されないものであろうと、それだけではナチスの蛮行を犯罪と呼び、それにふさわしい審判を加え処断することはできない。

前述のように、これらの罪は戦争とは一応切り離して考えることができる。ナチス犯罪とは、第二次世界大戦とはひとたび切り離して考えられる一般刑罰的暴力犯罪のことを言うのであり、日本で通常考えられる戦争犯罪とイコールで結びつけることはできない。この点の確認は、戦後ドイツの「過去の克服」の意味や、戦後のナチス裁判、ナチス犯罪犠牲者に対する損害回復（いわゆる「戦後補償」）などの理解にも欠くことはできない。

ところが、このような一般犯罪としてのナチス犯罪の位置づけは、最初からあったわけではない。われわれは、現在の時点でナチスの蛮行を犯罪と同等視しているから疑問に思わないが、ナチスのやったことが裁判所で裁かれるべきことであるかどうかは、戦中戦後の歴史の中で決められたのであって、最初から決まった見方があったわけではない。

ではナチスの蛮行はどの法に違反しているのか。この問題は実はそう簡単には答えられない。困難さはふたつある。

まず第一。ナチスの残虐行為はその行為自体をみれば殺人罪、傷害罪、暴行罪、脅迫罪、強要罪、監禁罪、誘拐罪などの一般刑法犯罪そのものである。しかしナチス犯罪が一般刑法犯罪と決定的に異なるのは、それが国家の名において実行されたという点にある。国家による犯罪を誰が裁くことができるか。当然ながら、それは当のナチス国家自身によってではあり得なかった。ナチス犯罪の場合には、まず最初に、ドイツと交戦状態にあった連合国側の対独戦後処理政策の問題として犯罪の処罰が提起され、次いで占領統治下ならびにその後に行われたドイツ司法当局による断罪という形で行われた。第二次世界大戦の終結が近づくとつれこの問題が連合国の政治軍事指導者の中で意識化され、最終的に国際軍事裁判所の設立という

形でドイツならびに日本の主要戦争犯罪人に対する司法的断罪が決定されたのである<sup>(19)</sup>。

ナチス犯罪を最初に裁いたニュルンベルク裁判は連合国の国際軍事裁判であり、そこでの罪とされる「平和に対する罪」「戦争犯罪」「人道に対する罪」などは、19世紀末以来、国際法の発展のなかで承認されてきた狭義の「戦争犯罪」（戦時国際法違反）を除けば、いずれもどこかの国の国内法に規定されているものではなく、国際法の新しい試みである。ところが、国際法で個人の刑事責任を問うことは、少なくともその時点まではやられておらず、またそのための国際刑事法廷も、2002年に発足した国際刑事裁判所の成立を待つまでは存在していなかった。ということは、ナチス犯罪人を裁く法廷は、ドイツ敗北と連合国の占領という異常事態の中で行われたアド・ホック（一時的）で、一種の超法規的な裁判ということになる。このような裁判が公正な裁判といえるかどうか、裁判の開始とともに問題とされた。

第二。ナチス犯罪は国家の最高意思決定者の決定としてなされ、低レベルの犯罪実行者は、そうした国家意思の実現のために公務的労働を働いたに過ぎないと強弁することが、少なくとも理屈のうえではあり得る<sup>(20)</sup>。その場合、最高の政策決定者を除けば、行為者は国家ないし上官の命令を遂行したに過ぎず、個人として処罰されるいわれはない。1933年以降のドイツ社会は一種の無法地帯と化しており、ナチス党、SS、ゲシュタポなど治安当局の専横をチェックする司法機構は機能マヒに陥っていた。この見地からは、SSやゲシュタポの行為は国家機関としての行為ではなく、ナチスといった私的集団が不法に国家機関を占拠し、国家機関の名の下に犯罪行為を働いたことになる。そういうものとして「正統な国家」、つまり第二次世界大戦後のドイツ継承国家たるドイツ連邦共和国（いわゆる西ドイツ）がナチス時代の犯罪行為を現に裁いており、その際に上官命令論は顧みられていない。だがしかし、強制収容所での残虐行為などの場合はその論で対処できるかも知れないが、例えば強制収容所にユダヤ人等を送

り込む交通手段（鉄道など）の運輸担当者かどうか、ユダヤ人から奪った貴金属類を加工し、売りさばいた金融関係者はどうか、反ユダヤ的ナチス教育を若いドイツ人に施した学校教師はどうか、などなどと言え事はそう簡単ではない。

総じてナチス犯罪とは当時のドイツ国家全体の歴史的経験であり、単に犯罪実行犯と圧倒的な無実の人々といった図式では解きほぐすことができない<sup>(21)</sup>。こうした圧倒的數量の関与者がいる犯罪行為を後の時代がどう裁くのが問われている。

## 小括

さて、以上に語ってきたことで何が明らかになっただろうか。ナチス犯罪の射程はたんに反ユダヤ主義、ユダヤ人迫害にとどまるものでないことはシュタインバッハの分析に明らかであろう。第二次世界大戦が終結しなかったときにこのナチス犯罪を眼前にして、その責任者をどう処罰すべきかをめぐり改めてこの犯罪の可罰性が議論されたのであり、その逆、つまり法典として定められた罪があってそれに照らしてナチス犯罪が裁かれたのではないことも明らかである。ナチス犯罪はたんなる戦争犯罪ではなく、また政治犯罪と呼ぶには余りに狂氣的かつ巨大で残忍に過ぎる。ではナチス犯罪は何と呼ばれるべきだろうか。

1980年代に西ドイツ（当時）で行われた「歴史家論争」はナチス犯罪の比較可能性をめぐって戦わされた論争であった。現代史家エルンスト・ノルテのドイツの犯罪の前提にアルメニア人虐殺やスターリン粛清などがあつたとの議論に対抗して哲学者ユルゲン・ハーバーマスはナチス犯罪は比類のないものであつて、歴史上のどのような犯罪類型とも比肩できないものであつたと反論した<sup>(22)</sup>。ナチス犯罪の比類のなさを強調する歴史家たちの問題意識は、この犯罪がどのようなものとも比較してはならないと

いうことではなく、比較によってナチス犯罪を稀釈化してはならないというものだった。今、改めてこの論争を振り返ってみて、ドイツの歴史家たちの真摯な態度を評価する一方、ナチス犯罪を他の暴力現象と比較すること自体を忌避する傾向を生み出さなかったとは言えず、その点でナチス犯罪の類型化、比較化の試みという観点からは問題を含むものであったと言えるだろう。

スターリン体制下の収容所群島、ポルポト体制下のインテリ層虐殺、ルワンダ内戦時のフツ族によるツチ族虐殺など、現代史において大量破壊、大量殺戮の歴史は複数あるし、それらに通底する現代世界に共通する何かの契機はあり得る。それを発見し批判する作業はなお、現代歴史学、政治学などの責務であるとしなければならない。

一見奇妙に見えるかも知れないが、これほど大量の非人道的迫害行為であるナチス犯罪は、その起源、目的といった基本的な点でまだ確固とした歴史解釈が確立していない。

ナチス時代のユダヤ人迫害研究の碩学元ベルリン工科大学教授ヴォルフガング・ベンツは簡便な啓蒙書の中で、次のようにまとめている。

「多くの研究や資料が痕跡をまず確かめ、次いで起こったことを叙述してきたが、それにも関わらず、この犯罪の起源と目的を説明するという課題はなお研究者に残されている。ホロコーストは反セム主義とかゲルマン民族の優越性とかのイデオロギーの論理的な、従ってアプリアリに付随した帰結だったのか、あるいは、合理的計算に基づく権力政治の一部だったのか、人々を移動させるときにやらざるを得なかった一定の人数の抹殺が戦略の一部であり、最初からヒトラーの意図だったのか、あるいはユダヤ人殺害はナチス支配の過激化の帰結だったのか、あるいはたんに起こってしまった可能性の所産だったのか、といったことである」<sup>(23)</sup>。

ベンツの述懐は20年ほど前のものだが、現時点においてもなお、この問題で明確な一致点はないと言わなければならない。それほどにこの事態は複層的で難解な性格を持つものだ。ドイツにおいてはもちろんのこと、ま

た全世界において、ナチス犯罪とは何であったか、それをもたらしたものは何であったかに対する人間的洞察の重要性は今日もお明らかである。であるが故になおさら、ナチス犯罪と現代史上発生した様々な否定的事態との比較検討の作業は必要になっている。そのことはナチス犯罪に対するドイツの国家としての、またドイツ人というナショナルリティの問題としての責任とは別に、あるいはその責任問題がある程度は解消されつつある現在であるからこそなおさら、あらためて問題にされてよいことであると思われる。そして、そうした比較検討作業の中で、この「ナチス犯罪」という特異な現象の意味が掘り返され、現代世界に起こりうる逸脱現象のひとつとして新しい光の下に捕らえ直されていくことであろう。

## 注

- (1) 小論で参照する文献は邦語文献を除き私が訪れたときに購入した各記念地、強制収容所跡地の案内書、カタログなどが主である。ナチスの強制収容所に関する参考文献は枚挙に暇がないが、ここではとりあえず邦語で参照できる代表的文献を2点紹介しておく。マルセル・リュビー（菅野賢治訳）『ナチ強制・絶滅収容所 18施設内の生と死』（筑摩書房、1998年）、長谷川公昭『ナチ強制収容所 その誕生から解放まで』（草思社、1996年）。
- (2) アンネ・フランクならびに『アンネの日記』に関する研究は近年とみに盛んになった。邦語で読めるものとしてもっとも充実しているのは、オランダ国立戦時資料研究所編（深町真理子訳）『アンネの日記 研究版』（文藝春秋、1994年）であり、アンネ・フランクの伝記的研究に加え、これまでに知られている「アンネの日記」の三通りのテキストが並行して掲載されている。さらに、アンネの日記が偽造であるとする半世紀以上も前から存在する歴史修正主義的な人々の非難に対する詳細な解説と反論がある。この他に、アンネ・フランクの伝記として、メリッサ・ミュラー（畔上司訳）『アンネの伝記』（文藝春秋、1999年）が、また一般読者や児童向きなどに配慮した読みやすいものに、キャロル・アン・リー（橘高弓枝訳）『アンネ・フランク 隠れ家で日記を書き続けた少女』（偕成社、2003年）、黒川万千代『ガイドブック 『アンネの日記』を訪ねる』（新日本出版社、1999年）、同『アンネ・フランク その15年の生涯』（合同出版、2009年）がある。日記そのものは、アンネ・

フランク(深町眞理子訳)『アンネの日記 増補改訂版』文藝春秋、2003年(その文庫版が、同『アンネの日記 増補改訂版』(文藝春秋、2003年)である)がある。東京都品川区に「ホロコースト教育資料センター」があり、その副理事長であった故黒川万千代氏は何度か白鷗大学を訪れ、学生たちに貴重な体験談を披露してくれたが、黒川氏が長年の地道な研究成果をまとめた上掲のアンネ・フランク論は、この問題が日本の子供たちの歴史教育教材としてどれほど価値のあるものであったかを示している。

- (3) Eberhard Kolb, *Bergen-Belsen 1943 bis 1945* (Göttingen, 1984), S.39f.
- (4) Kolb, S.49.
- (5) ドイツにおける「過去の克服」の性格については、松本彰、芝野由和、清水正義「西ドイツにおける『ナチズム後』の政治と歴史意識」(藤原彰・荒井信一編『現代史における戦争責任』(青木書店、1990年)所収)を参照されたい。
- (6) 以前に斉藤孝氏が一度だけ「集中収容所」と表記したことがある。その意図は示されなかったが、おそらく何かの考えがあったのだと思う。参照、斉藤孝『ヨーロッパの1930年代』(岩波書店、1990年)、46頁。
- (7) Kolb, S.12.
- (8) Kolb, S.11.
- (9) Kolb, S.12f. ザクセンハウゼン強制収容所とブーヘンヴァルト強制収容所の案内用パンフレットは、Rainer Kühn, *Konzentrationslager Sachsenhausen*. 2 Aufl. (Berlin, 1990); *Buchenwald. Rundgang durch die Nationale Mahn- und Gedenkstätte* (Erfurt, o.J), にある。なお、ブーヘンヴァルト強制収容所については上記の他に次の大部の解説カタログと年表がある。参照、*Konzentrationslager Buchenwald. Katalog zu der Ausstellung aus der Deutschen Demokratischen Republik* (Berlin, o.J); Gerhard Finn, *Buchenwald 1936-1950. Geschichte eines Lagers* (Berlin, Bonn, 1991). ミッテルbau・ドーラ強制収容所には巨大な洞窟が併置されており、洞窟を利用して収容者に「奇跡の最終兵器」V2ロケットを製造させたことで知られている。カッセル近郊にあるこの収容所に私が訪れたのは1997年の夏だったが、洞窟内はひんやりと涼しく、ドイツ中部の厳冬での作業はいかばかりだったかを思わせた。参照、Angela Diederemann, Torsten Hess, Markus Jäger, *Das Konzentrationslager Mittelbau Dora. Ein historischer Abriss* (Berlin, Bonn, 1993); *50.Jahrestag der Befreiung der Konzentrationslager Buchenwald und Mittelbau-Dora* (Weimar-Buchenwald, 1995).
- (10) マウトハウゼン強制収容所では石切場から採石するための労働力として収容者を使役した。収容所下の低地にある石切場から石を採り、収容所まで担いで登ったその階段が「死の階段」として今も残っている。参照、*Mauthausen 8.8.1938-5.5.1945* (O.O und O.J); *Die Geschichte des Konzentrationslagers Mauthausen. Dokumentation* (Wien, 1980). マウトハウゼン収容所のガス室についての詳細は参照、Hans Marsalek, *Die*

- Vergasungsaktionen im Konzentrationslager Mauthausen* (Wien, 1988). 同強制収容所の全体的な歴史叙述としては、参照、Hans Marsalek, *Die Geschichte des Konzentrationslagers Mauthausen* (Wien, 1980).
- (11) Kolb, S.13f.
- (12) このうちマイダネク絶滅収容所はポーランド中部の都市ルブリン近郊にあり、現在まで広大な強制収容所跡がそのまま残されている。参照、Edward Gryn, Zofia Murawska-Gryn, *Majdanek* (Lublin,1984); Jozef Marszalek, *Majdanek. The Concentration Camp in Lublin* (Warsaw, 1986). アウシュヴィッツ強制収容所についての文献は非常に多いが、ここではポーランド国内で発行された2文献を紹介しておく。Tadeusz Borowski, *Bei uns in Auschwitz. Erzählungen* (München, 1963); *KL Auschwitz. Seen by the SS* (Warsaw, 1991).
- (13) Andrzej Strzelecki, “Die Befreiung des KL Auschwitz und die Hilfsaktion für die befreiten Häftlinge”, in: *Ausgewählte Probleme aus der Geschichte des KL Auschwitz*, 3 Auflage (Oswiecim, 1988), S.107-109.
- (14) Kühn, S.34.
- (15) Nationale Mahn- und Gedenkstätte Buchenwald (Hrsg.), *Konzentrationslager Buchenwald*, S.152-158.
- (16) Peter Steinbach, *Nationalsozialistische Gewaltverbrechen. Die Diskussion in der deutschen Öffentlichkeit nach 1945* (Berlin, 1981).
- (17) 西岡昌紀「戦後世界史最大のタブー ナチ『ガス室』はなかった」『マルコポーロ』2号(文藝春秋、1995年2月)、170-179頁。『マルコポーロ』誌はサイモン・ヴィーゼンタール・センターなどユダヤ人団体等の抗議を受けて、この号で廃刊された。なお西岡氏はマルコ・ポーロ事件後、自説を再論している。参照、西岡昌紀『アウシュヴィッツ「ガス室」の真実 本当の悲劇は何だったのか』(日新報道、1997年)。
- (18) 戦争犯罪については、藤田久一『国際人道法』(有信堂、1993年)、およびその簡便版ともいうべき、同『戦争犯罪とは何か』(岩波書店、1995年)を参照。
- (19) 第二次世界大戦後のドイツ人主要戦争犯罪人裁判については拙稿『人道に対する罪の誕生 ニュルンベルク裁判の成立』(丸善プラネット、2009年)を参照されたい。
- (20) この点での最も顕著な事例は1961年にイスラエルで行われたアイヒマン裁判であって、この裁判の中でユダヤ人の東方移送にもっとも現実的な責任を負うべきアドルフ・アイヒマンは自分の罪をユダヤ人を移送したことだけに限定し、しかも自分に課せられた任務を遂行するだけという理屈で自らの罪を免罪しようとした。参照、ハンナ・アーレント(大久保和郎訳)『イエルサレムのアイヒマン 悪の陳腐さについての報告』(みすず書房、1969年)。
- (21) 1990年代にドイツ歴史学界を襲ったゴールドハーゲン論争は、ヒトラーを支持し従った一般ドイツ人の有責性をめぐって行われたものであった。参照、Daniel Jonah Goldhagen, *Hitlers willige Vollstrecker* (Berlin, 1996) (邦訳、

- ダニエル・J・ゴールドハーゲン（望田幸男監訳）『普通のドイツ人とホロコースト ヒトラーの自発的死刑執行人たち』（ミネルヴァ書房、2007年）。
- (22) 歴史家論争に加わった歴史家、研究者たちの論文集として、参照、*Historikerstreit. Die Dokumentation der Kontroverse um die Einzigartigkeit der nationalsozialistischen Judenvernichtung* (München, 1987).
- (23) Wolfgang Benz, *Der Holocaust* (München, 1998), S.118.

(本学法学部教授)